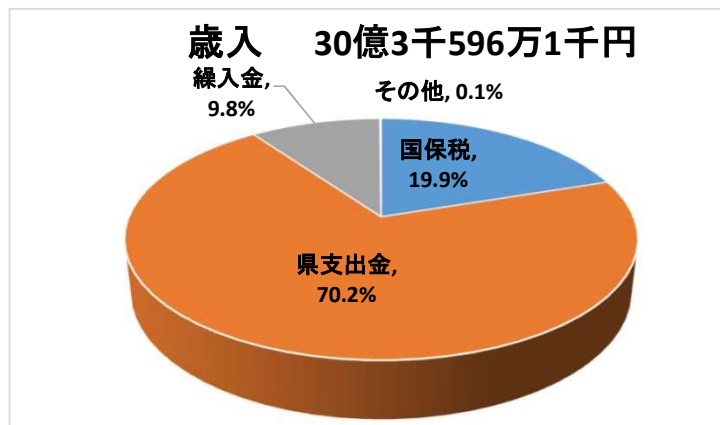


令和6年度 国民健康保険特別会計予算(案)

予算額 30億3千596万1千円 ※前年度 30億7千320万9千円(対前年度 ▲3千724万8千円)



・国保税 〔予算書国保特会P8～9〕

6億309万1千円(対前年度 +6千261万4千円)

被保険者数 R5年3月末5,754人(対前年度▲232人)

・県支出金 〔予算書国保特会P10〕

21億3千84万9千円(対前年度▲4千359万8千円)

(1) 普通交付金 20億5千300万1千円(対前年度▲4千823万1千円)

保険給付費の全額が交付

(2) 特別交付金 7千784万8千円(対前年度+463万3千円)

①保険者努力支援分 22,530千円 ②特別調整交付金 30,612千円

③県繰入金(2号分) 16,258千円 ④特定健康診査等負担金 8,448千円

・繰入金 〔予算書国保特会P11～12〕

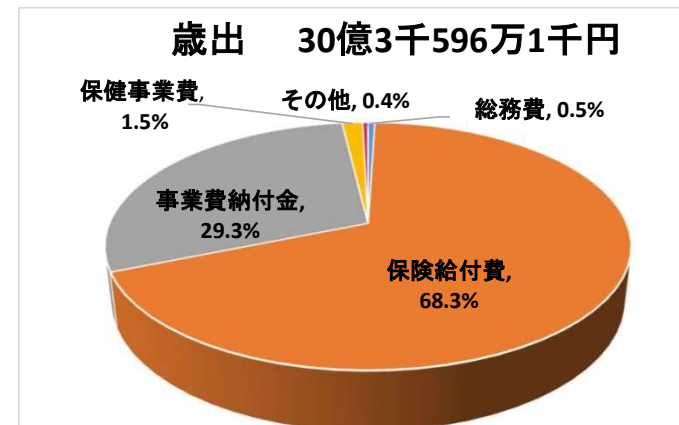
2億9千766万円(対前年度+7千774万6千円)

国保税の軽減相当額や出産一時金等について、国民健康保険法の規定に基づき一般会計から繰入れるもの及びその他(法定外)繰入金+1億円

・その他 〔予算書国保特会P9～14〕

435万7千円(対前年度▲1億3千400万7千円)

繰越金、諸収入、使用料等



・総務費 〔予算書国保特会P15～17〕

1千479万1千円(対前年度 +119万円)

レセプト点検委託・パソコン保守委託・システム改修委託・需用費等

・保険給付費 〔予算書国保特会P17～21〕

20億7千340万6千円(対前年度▲4千998万2千円)

療養給付費・療養費・高額療養費・葬祭費・出産育児一時金等

・事業費納付金 〔予算書国保特会P21～22〕

8億9千20万2千円(対前年度+1千250万円)

県全体に必要な給付額等を市町村に割り当て納付

・保健事業費 〔予算書国保特会P24～25〕

4千538万9千円(対前年度▲109万2千円)

(1) 特定健診事業費(40歳から74歳まで) 4千57万8千円

①特定健診委託1,550人分 ②特定保健指導200人分

③人間ドック(30歳以上)530人分

(2) 保健衛生普及費(ジェネリック通知・医療費通知等) 396万1千円

ヘルスアップ事業委託120万6千円(健康運動教室・重複多剤指導業務)

(3) 鍼灸施術費(1人年間30枚を限度に補助) 85万円

・その他 〔予算書国保特会P23、26～28〕

1千217万3千円(対前年度+13万6千円) 保険税還付金、予備費等

国民健康保険税の軽減制度措置について

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合や世帯構成等によって、国民健康保険税の均等割額・平等割額等を減額し、負担を軽くするような以下の軽減制度があります。

保険税軽減措置

(1) 低所得世帯の均等割・平等割軽減措置

国民健康保険法施行令改正：R6.4.1施行

対象(令和6年2月末時点)

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
医療支援	1,916人	1,197人	803人
介護	578人	337人	199人

以下の前年中の所得が一定基準の場合、均等割・平等割を軽減するもの

区分	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
7割軽減基準額	基礎控除 43万円 + {10万円×(給与所得者の数-1)}	据え置き(変更なし)
5割軽減基準額	基礎控除 43万円 + (29万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者の数-1)}	基礎控除 43万円 + (29.5万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者の数-1)}
2割軽減基準額	基礎控除 43万円 + (53.5万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者の数-1)}	基礎控除 43万円 + (54.5万円×加入者数) + {10万円×(給与所得者の数-1)}

(2) 未就学児の均等割の軽減措置

大津町国民健康保険税条例 対象:237人(令和6年2月末時点)

未就学児の医療分と後期分について、均等割を1/2軽減するもの
※世帯が低所得世帯(7割・5割・2割)の該当になる場合は、低所得軽減後の1/2を軽減します

(3) 産前産後期間の軽減措置

大津町国民健康保険税条例

対象:4人(令和6年2月末時点)

国保加入者の方が出産する場合に、出産前後の一定期間(4ヵ月)について、所得割・均等割を全額軽減するもの
※世帯が低所得世帯(7割・5割・2割)の該当になる場合は、低所得軽減後の1/2を軽減します

(4) 非自発的失業者の軽減措置

大津町国民健康保険税条例

対象:60人(令和6年2月末時点)

倒産、解雇、雇い止めなど会社の都合で職を失った方について、申請により一定期間(離職の翌日の属する月～翌年度末まで)に、対象者の前年の給与所得を30/100とみなして課税計算を行います

※それぞれの減免等の詳細については、個別に要件が異なります。詳しくはお尋ねください。

国民健康保険税の軽減制度措置について

保険税軽減措置

(5) 特定世帯の軽減措置

大津町国民健康保険税条例

対象: **354世帯**
(令和6年2月末時点)

国保加入者が後期高齢者医療へ移行したことで、国保加入者が単身世帯となった場合、医療分と後期分の平等割の1/2を5年間軽減します

(8) 災害を受けた場合の軽減

地方税法

大津町国民健康保険税災害減免条例

対象: 1人
(R6.3.13時点)

災害を受けた日の属する年度分で災害を受けた以降に納期の末日が到来するものについて、最大で全額を免除します

(6) 特定継続世帯の軽減措置

大津町国民健康保険税条例

対象: **70世帯**
(令和6年2月末時点)

上記の対象世帯が5年後も国保単身世帯の場合は、その後最大で3年間医療分と後期分の平等割を1/4を軽減します

(9) その他町長が認める場合

収監減免 2人

大津町国民健康保険税条例

大津町国民健康保険税減免取扱要綱

対象: 0人
(R6.3.13時点)

世帯の生計を主に維持する者の死亡等により収入が著しく減少し生活が困難であると認められた場合、実収入額及び基準生活費に応じて(最大全額)減免します

(7) 旧被扶養者の軽減措置

大津町国民健康保険税条例

対象: 44人
(R6.3.13時点)

社会保険に加入していた本人が後期高齢者医療へ加入し、被扶養者が国保に加入(65歳~74歳)する場合、申請により、最大で2年間、所得割は課税されず、均等割・平等割の1/2を軽減します

(10) 障害者支援施設の軽減

介護保険法施行法

国民健康保険施行規則

対象: 37人
(R6.3.13時点)

40歳~65歳で障害者支援施設等に入所または入院中の者は介護保険の被保険者とならないため、介護分については免除します

※それぞれの減免等の詳細については、個別に要件が異なります。詳しくはお尋ねください。